

別表第3（第6条関係）・・・一時たい積事業の場合の構造

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。